

玉野市学校給食センター整備運営事業 実施方針に関する質問回答

H31.3.18 玉野市教育委員会

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	2	第1・1・(5)・③アレルギー対応食調理の導入	除去対応品目？献立？はどのようにお考えでしょうか？	要求水準書に示します。
2	3	第1・2・(1)・①供給能力	献立は何献立？何品？ 食器・食缶・トレイ（有無）・スプーン/フォーク/箸（有無）等の種類及び各食缶の用途を教えてください？	1 献立方式、副食3品以上とすることを予定しています。 食器・食缶類については、要求水準書に示します。 炊飯は必須ではなく、有無は民間事業者の提案によるものです。経費の考え方は募集要項等に示します。
3	3	第1・2・(1)・①供給能力	給食の献立数、品数、炊飯の有無をご教示下さい。	
4	3	第1・2・(1)・③アレルギー対応食	実施アレルギーの最大品目数をご教示下さい。 また、現センターにおける除去食の実実施食数やアレルギー数ほどの程でしょうか。	除去対象食材等については、要求水準書に示します。 また、現在はアレルギー対応食の提供は行っていません。
5	3	第1・2・(2)事業方式	応募者提案で学校給食以外の付帯事業を行うことは可能でしょうか？ また可能な場合、必須の条件などはありますでしょうか？	実施方針P.19の表3に示す建設予定地は公有地であるため、民間事業者の収益を目的とする付帯事業に供することは認められません。 ただし、公益を目的とする付帯事業、又は事業者により提案された建設予定地で付帯事業を実施する場合にあっては、この限りではありません。
6	3	第1・2・(2)事業方式	「所有権移転を行わない場合は、学校給食施設等について市の専用使用权（無償）を設定すること」とありますが、事業開始から付帯事業を行っている施設の場合は、学校給食事業に係る施設として使用权（無償）を設定するということがよろしいでしょうか。	学校給食施設部分（共用部分を含む。）について、専用使用权を設定することを予定しています。付帯事業専用部分についてはこの限りではありません。
7	3	第1・2・(2)事業方式	事業方式や施設の所有権移転の有無は民間提案によるとのことですが、予定価格は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項に示します。

No.	頁	項目	質問内容	回 答
8	3	第1・2・(2)事業方式	(2)事業方式に記載の「市の専用使用权(無償)」とは所有権の移転の有無に関わらず貴市の学校給食以外の事業は認めないということでしょうか。もしくは、貴市が自由に施設を使用できるということでしょうか。	「市の専用使用权(無償)」は、学校給食の安定供給を目的に、専用施設とするために設定するものです。使用权の範囲はNo.6をご参照ください。
9	3	第1・2・(2)事業方式	(2)事業方式についてお尋ねします。所有権移転を行わない場合は、契約は貴市と施設を所有する企業(運営企業)で締結し、建設企業へは運営企業からの発注できるものと理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設企業の参加資格要件については、実施方針に示すものを満たすことを条件とします。
10	3	第1・2・(3)事業の実施スケジュール	「都市公園区域の解除及び用途地域の変更に15か月を要する」と記載されていますが、これは7ページ2事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール表1に記載されている本事業契約が締結される平成31年12月下旬から起算して15か月を要するということでしょうか。ご教示ください。	都市公園区域の解除及び用途地域の変更に係る期間については、設計・建設期間の一部に含んでいます。詳細は、「玉野市学校給食センター整備基本計画」の「6.事業スケジュール」をご参照ください。
11	3	第1・2・(3)事業の実施スケジュール	「本事業の実施スケジュール(都市公園区域の解除及び用途地域の変更に15か月要すると想定した場合の予定) ②設計・建設期間 平成32年1月～平成34年6月(30か月間)」と記載されていますが、想定されている15か月の期間は②設計・建設期間に含まれているのでしょうか。ご教示ください。	
12	3 ～ 4	第1・2・(4)事業者の業務範囲	業務の内容として、事業者の範囲若しくは市が行う範囲に、配膳業務の記載がありません。市が行う範囲との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
13	3	第1・2・(4)・①・ア. 事前調査業務	事業者の業務範囲の①施設整備業務のア. 事前調査業務はどのような業務を想定されていますか。(地質調査・敷地の現況測量なども含まれているのでしょうか。もしくは、市から地質調査データ及び現況測量データをご提供いただけるのでしょうか。)	ご理解のとおり、事前調査業務については、学校給食施設の整備に必要な測量・地質調査等の業務を想定しています。市では、地質調査としてボーリング1本(標準貫入試験を含む。)の実施を予定しており、その他本事業の実施に必要な事前調査業務は事業者の業務範囲に含むものとしてください。
14	3	第1・2・(4)・①・イ. 各種申請業務	事業者の業務範囲の①施設整備業務のイ. 各種申請業務はどのような業務を想定されていますか。(都市公園区域の解除及び用途地域の変更も含まれるのでしょうか。もしくは、市が実施して頂けるのでしょうか。)	建築確認申請等、施設整備に直接必要な申請業務を想定しています。都市公園区域の解除及び用途地域の変更手続は市が実施しますが、手続に必要な資料の提供は業務に含みます。
15	3	第1・2・(4)・①・ウ. 設計業務(基本設計・実施設計等)	敷地測量は設計業務に含まれるのでしょうか。それとも、敷地測量図は貸与していただけるのでしょうか。	市では、地質調査としてボーリング1本(標準貫入試験を含む。)の実施を予定しており、その他本事業の実施に必要な事前調査業務は事業者の業務範囲に含むものとしてください。
16	3	第1・2・(4)・①・ウ. 設計業務(基本設計・実施設計等)	地質調査は設計業務に含まれるのでしょうか。それとも、敷地内の地質調査資料は貸与していただけるのでしょうか。	
17	4	第1・2・(4)・③・ク. 視察・見学等の補助業務	視察・見学等の補助はどのような内容を想定しているのでしょうか。	調理等作業の内容などの説明、質疑回答等への協力等を想定しています。
18	4	第1・2・(5)・④食材等の検収	入荷形態は？おおよそでの冷凍・地産物等の前日入荷量、当日入荷を教えてください。	要求水準書に示します。
19	4	第1・2・(5)・⑤配送先への直送品(パン・牛乳等)の調達・配送	デザートは配送先への直送品。但し、添物(ソース・ジャム等)は事業者が搬入・配送するという解釈でよろしいでしょうか。	

No.	頁	項目	質問内容	回 答
20	5	第1・2・(7)本事業における市から事業者への支払い	『対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定することを想定している。』との記載がありますが、物価指数は、どの物価指数を使われるかをご教示ください。	事業契約書（案）に示します。
21	5	第1・2・(7)本事業における市から事業者への支払い	『対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定する事を想定している。』との記載がありますが、物価指数は公的機関の公表数字ですので、市と協議を行うのではなく、契約時より計算式等に則って速やかに改定する手法は可能でしょうか。	
22	5	第1・2・(7)・②本施設の市への所有権移転を伴わない場合	「維持管理業務及び運営業務に係る対価に施設整備業務に係る対価を含め、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって、サービス購入料として事業契約書に定める額を支払う予定である。」とありますが、サービス購入料のうち維持管理業務及び運営業務に係る対価は食数や物価変動により改定されることがあるため、維持管理業務及び運営業務に係る対価と施設整備に対する対価は別建てにされるものと理解してよろしいでしょうか。	「本施設の本市への所有権移転を伴わない場合」においては、維持管理業務及び運営業務に係る対価と施設整備に対する対価は別建てすることなく、一本のサービス購入料として支払うことを想定しています。
23	5	第1・2・(8)事業期間終了時の措置	(8)に記載がございます「専用使用权を設定している場合は」の「専用」とは貴市の学校給食調理業務を指し「使用权」とは貴市のためだけに使用すると理解して良いでしょうか。	「市の専用使用权(無償)」の範囲はNo. 6をご参照ください。
24	10	第2・4・(1)応募者の構成等	(1)応募者の構成等に記載の業務以外を実施する企業が参加するのは可能でしょうか。(配送会社やコンサルティング会社)	可能です。 ただし、実施方針11 ページ⑨の規定を適用します。

No.	頁	項目	質問内容	回 答
25	10	第2・4・(1)応募者の構成等	応募者の構成等において、事業契約までは、代表企業である運営企業と設計企業及び工事監理企業のみでの構成で可能との理解でよろしいでしょうか。	「仮契約締結日」までは、ご理解のとおりです。 運営企業、設計企業、工事監理企業以外の企業の決定期限についてはNo. 27をご参照ください。(H31.3.18訂正) 「本施設の市への所有権移転を伴わない場合」においては、運営企業、設計企業及び工事監理企業のみでの構成で可能です。 ただし、「本施設の市への所有権移転を伴う場合」においては、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業で構成してください。
26	10	第2・4・(1)応募者の構成等	応募者の構成等において、例えば参加グループ内に投資を行う企業がいる場合も、運営企業は代表企業でなければならないでしょうか。	本事業へ投資を行う企業があっても、運営企業を代表企業としてください。
27	10	第2・4・(1) 応募者の構成等・①	13行目に記載されている「事業着手」とは、事業契約の締結日を指していると理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	本施設の整備自体が本事業の対象かどうかにより異なるため、以下のとおり整理します。 ■本施設の市への所有権移転を伴わない場合 ・その他の企業各々の業務着手の日 ■本施設の市への所有権移転を伴う場合 ・市との仮契約締結日
28	11	第2・4・(1)応募者の構成等・⑤	応募者の構成等において、SPCを設立する場合、「SPCから直接業務を受託することができるのは、構成員のみとする。」とのことですが、金融部門を担う企業、会計・監査業務及び法務業務等を行う法人は、事業計画やSPC運営をサポートする企業・法人なので、SPCと直接の契約しかできません。前述の業務を担う企業・法人は、構成員でなくともSPCと直接契約できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項における「業務」とは、要求水準書に示す設計業務・建設業務・維持管理業務・運営業務を示すものであり、金融や会計・監査、法務等の業務は含みません。

No.	頁	項目	質問内容	回答
29	10	第2・4・(1) 応募者の構成等・③	ア. 設計企業、ウ. 工事監理企業とあるのは下記の項目のいずれかで良いでしょうか。 ①それぞれ設計企業と工事監理企業は分ける。 ②共同企業体（JV）として設計と監理を行う。 ③1社で設計と監理を両方行う。	本事業において、設計企業及び工事監理企業について、共同企業体で参加することは認めていません。 「①それぞれ設計企業と工事監理企業は分ける。」あるいは「③1社で設計と監理を両方行う。」で応募ください。
30	12	第2.4・(2)・②建設企業の参加資格要件	要件「平成15年度以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設の施行実績」は、JVの構成員全てに適用されるのでしょうか。	代表企業にのみ適用します。
31	12	第2.4・(2)・②建設企業の参加資格要件	JVは構成企業毎に管理技術者を専任で配置することとされていますが、甲型JVの場合、この規定は国土交通省が公表している運用基準を上回る厳しい規定と思料されます。	ご指摘のとおりです。「代表者は、建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置し、代表者以外の構成員は、専任の主任技術者を配置すること。」に訂正します。
32	13	第2・4・(2)・④調理設備企業の参加資格要件	「イ. 平成15年度以降にドライシステムの学校給食施設又は大量調理衛生管理マニュアル適用施設への調理設備の納入実績を有すること。」とありますが、納入実績の食数規模やエリアは特に指定はないとの解釈で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	14	第2・4・(4) 参加資格の確認	「落札者」は「優先交渉権者」を指すと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	「落札者」は「優先交渉権者」に訂正します。
34	15	第2・5・(1) 審査委員会の設置	審査委員会の委員は公表していただけるのでしょうか。	優先交渉権者の決定及び公表までの期間においては、審査委員会の委員名を公表する予定はありません。
35	18	第3・表2・③維持管理・運営段階	「園児」の記載がありますが、これは本事業において「将来的に」未就学児にも給食を提供することを指しているのでしょうか。ご教示ください。	本事業は、小学校及び中学校への給食提供です。 「園児」及び「各園」については、関連部分を削除します。

No.	頁	項目	質問内容	回答
36	18	第3・表2・③ 維持管理・運営段階	維持管理・運営段階のリスク概要の中に、「園児」、「各園」と幼稚園若しくは保育園を想像できる語句が記載されていますが、本事業の給食供給対象は、3頁に記載の通り小学校14校、中学校7校との認識でよろしいでしょうか。	
37	19	第4・2 立地条件	「建設予定地について、主たる用途を学校給食施設として使用する場合に限り、市は必要な範囲を事業者は無償で使用を許可する」とありますが、主たる用途を学校給食事業とし、学校給食以外の付帯事業を行う場合、有償で使用する許可は可能でしょうか。	実施方針P.19の表3に示す建設予定地においては、公有地であるため、有償無償を問わず、民間事業者の収益を目的とする付帯事業に供することは認めません。ただし、公益を目的とする付帯事業にあつては、無償で使用いただけます。
38	19	第4・2 立地条件	2立地条件について「下記以外の場所を事業者負担により提案することも可能なものとし」とありますが、事業者が建設地を用意した場合でも、P.3に記載の「市の専用使用权(無償)を設定」するのでしょうか。	専用使用权の設定を予定しています。使用权の範囲はNo.6をご参照ください。
39	19	第4・2・表3 立地条件	表3 立地条件のインフラについてですが、上下水道引込みの必要有とありますが、上下水道の負担金は事業者の負担でしょうか。	上下水道の接続に伴う分担金・受益者負担金は事業者の負担としてください。
40	19	第4・2・表3 立地条件	本施設は平屋建て、もしくは2階建てかどちらの計画でしょうか。	事業者の提案によるものです。
41	19	第4・2・表3 立地条件	上下水道の引込みの必要があるとの事ですが、近隣まで来ているそれぞれの口径をご教示ください。	上水道については75mm、下水道については250mmが敷設されています。
42	20	第4・3・表4 施設内容	下処理室(主に食肉、魚介類、野菜類)と記載ありますが、一般的な室の構成と同様に下処理室は、肉魚下処理室と野菜果物類下処理室を設けるという解釈でよろしいですか。	一般食品下処理室については、事業者の提案において必要な場合、設置してください。

No.	頁	項目	質問内容	回 答
43	20	第4・3・表4 施設内容	一般食品下処理室の用途をご教示下さい。	
44	20	第4・3・表4 施設内容	一般食品下処理室とありますが、下処理室（主に食肉、魚介、野菜類）と同等でしょうか？その他用途がありますか？	
45	20	第4・3・表4 施設内容	一般エリアの全工程見学通路と記載がありますが、すべての調理室を見学窓から見ることはできません。見学窓から見えない室は、モニター等で見る設備も設ければよいですか。	ご理解のとおりです。
46	20	第4・3・表4 施設内容	食器・食缶の種類、大きさ、材質等をご教示下さい。	要求水準書に示します。
47	20	第4・3・表4 施設内容	食器・食缶の配送方法はどのような想定でしょうか。	事業者の提案によるものです。
48	20	第4・3・表4 施設内容	コンテナの大きさに指定はありますか、またコンテナの消毒方法は何を想定していますか。	事業者の提案によるものです。
49	20	第4・3・表4 施設内容	厨房機器の熱源に指定はありますでしょうか。	事業者の提案によるものです。
50	20	第4・3・表4 施設内容	諸室の構成は事業者提案としてよいでしょうか？	要求水準書を満足することを前提に、ご理解のとおりです。
51	20	第4・3・表4 施設内容	一般エリア内に「検査室機械室」とありますが、検査室は何を検査することを想定されているでしょうか。	検査室については、事業者の提案において必要な場合、設置してください。
52	24	(別紙) 給食提供食数の見込み	H34年のセンター供用開始年からH49年の事業期間終了年にかけて食数が約3,700食から約2,500食まで減少することが見込まれるが、センターの設備や規模は運営開始時の最大3,800食で整備するという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	質問内容	回 答
53	24	(別紙) 給食提供食数の見込み	食数は児童生徒及び教諭の合計の人数と思われませんがクラス数は何クラス？特別支援学級のカウントは配缶する1学級として見込む必要はありますか？	要求水準書に示します。 特別支援学級は、1学級としてください。